

宇土市熱中症対策指定暑熱避難施設の運用に係る協定書(案)

宇土市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法(平成30年法律第50号)に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止を図られるよう、クーリングシェルターとしての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において使用する用語は、気候変動適応法において使用する用語の例による。

（協定の目的となるクーリングシェルター）

第3条 この協定の目的となるクーリングシェルター(以下「対象施設」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 〇〇
(2) 所在地 宇土市〇〇町〇〇番地

（開放可能日等）

第4条 対象施設の開放することができる日及び時間帯並びに開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開放する曜日 〇曜日～〇曜日まで
(2) 開放する時間帯 午前〇時から午後〇時まで
(3) 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数 〇〇人

（施設の管理）

第5条 乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則(令和6年環境省令第2号)に定めるクーリングシェルターの基準に適合するように適切に維持管理するものとし、管理責任者を置かなければならない。

2 甲は、クーリングシェルターとして、住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し、改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第6条 甲は、熊本県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに乙に伝達するものとする。

2 乙は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第4条に定める開放可能日等において、対象施設を一般に開放するものとする。

3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、乙においてこれを行うものとし、必要に応じ甲に協力を求めることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

第7条 乙は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第4条に定める開放可能日等において、対象施設を一般に開放するよう努めるものとする。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により一般に開放する場合において準用する。

（変更の協議）

第8条 乙は、対象施設の営業時間等の変更又は増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、初年度においては協定締結日から熱中症警戒情報の運用期間が終了する日まで、翌年度以降は熱中症警戒情報の運用期間と同様とする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 熊本県宇土市浦田町51番地
宇土市
宇土市長 元松 茂樹

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 △番地
〇〇株式会社
代表取締役 △△ ▽▽